

国住指第4777-1号
平成25年3月29日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

風力発電設備に使用する海外規格品鋼材の建築基準法の取扱いについて
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力頂き、感謝いたします。

風力発電設備に使用する欧州規格又は米国試験材料協会規格に適合する鋼材のうち、品質管理が適切に行われたもので規格品証明書(いわゆるミルシート)により当該鋼材の規格が平成12年建設省告示第1446号に規定する日本工業規格に適合していることが確認できるものについては、建築基準法(昭和25年法律第201号。)第37条第一号に該当するものですので、制度の運用にあたりご留意願います。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。